

公民(裁判について①)

わたしたちの権利を守るとともに、社会の秩序を保つために①_____があり、
これには、憲法、法律、地方公共団体の定める条例など、さまざまな種類がある。
法にもとづいて紛争を解決することを②_____といい、この中心となるのが裁判で、
この裁判の仕事を担当しているのが裁判所である。裁判所には③_____裁判所と
下級裁判所があり、下級裁判所には、④_____裁判所、⑤_____裁判所、
⑥_____裁判所、⑦_____裁判所の4種類がある。ちなみに、同一の事件に
ついて、3回まで裁判を受けることができる(⑧_____制)。
裁判は公正中立に行わなければならないため、裁判官も公正中立でなければ
ならない。そのため、裁判官に対して国会や内閣など外部の力が影響を
およぼすことのないように裁判官は自らの良心に従い、憲法および法律に
のみ拘束されるという原則がある(⑨_____)。

